Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 169 2017年01月05日

台湾特許法の一部の改正について

今般、台湾特許庁は台湾特許法第２２条（新規性喪失の例外規定）及びその関連条項の改正案を公表しました。

その施行日は未定ですが、その改正要点を次のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. 特許出願及び実用新案登録出願について、新規性喪失の例外規定の適用を受ける期間を現行の6ヶ月から12ヶ月に拡大する。
2. 特許出願、実用新案登録出願及び意匠出願について、新規性喪失の例外規定の適用を受ける事由を大幅に緩和する。即ち、台湾国内又は外国の特許庁から発行された公報に掲載された場合を除き、公知事由の制限を無くす。
3. 特許出願、実用新案登録出願及び意匠出願について、新規性喪失の例外規定を受けるための手続を緩和する。即ち、出願時に上申する義務を無くす。

以上

（出典：台湾特許庁）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。